

水戸市児童福祉施設基準条例の一部改正について（案）

1 改正理由

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）の一部改正は、令和5年4月1日の施行に向けて準備が進められております。

このため本市においては、関係する条例について、所要の改正が必要となります。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものについて、当該省令のとおり規定します。

なお、基準省令の改正内容は、今後、変更となる可能性があることから、本市が定める規定についても変更となる場合があります。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
安全計画の策定等	児童福祉施設（※1）は児童の安全確保を図るため、施設設備の安全点検、施設での日常生活や施設外活動等における安全に関する指導や職員研修等を計画的に実施するための安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。（母子生活支援施設は、1年間の経過措置期間を設ける。）
設備及び人員の共用	保育所が他の社会福祉施設に併設されている場合において、保育に支障がない場合は、設備及び人員について共用可能とする。
自動車を運行する場合の所在の確認	ア 児童福祉施設（※2）において児童の施設外活動等のために自動車を運行する場合、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しなければならないこととする。 イ 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の児童の所在を確認しなければならないこととする。（1年間の経過措置期間を設ける。）
保育所における看護師等の配置特例	在籍乳児が4人以上の保育所において、1人に限り看護師等を保育士として配置することができるとしていた特例を、在籍乳児の人数にかかわらず適用することとする。ただし、乳児が4人未満である保育所に看護師等を保育士として配置する場合は、子育てに係る知識と経験を有する看護師等を配置し、保育士の支援を受けられる体制を確保しなければならないこととする。

※1 母子生活支援施設及び保育所

※2 助産施設，母子生活支援施設及び保育所

(2) 基準省令を参酌して，基準のとおり改正するもの

項目	改正の内容
業務継続計画の策定等	児童福祉施設（※2）は，感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し，職員に対し，必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないこととする。
衛生管理等	児童福祉施設（※2）は，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないこととする。

3 施行期日

令和5年4月1日